

令和4年5月26日

各小中学校長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

令和4年5月27日～6月23日の部活動の対応について(通知)

みだしのことについて、令和4年5月27日適用「感染拡大を抑え、医療体制を守り、社会経済活動を継続するための対策期間」が令和4年5月27日～6月23日までとなっております。県内の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、依然として高い状況にあり、引き続き感染拡大防止について努める必要があります。

上記の対処方針の変更を受け、市立小中学校の部活動の対応について見直しを行っております。引き続き、適切な感染症対策を講じた上で、下記の通り実施して下さいますようお願いいたします。

つきましては、貴校職員や児童生徒、保護者、関係者等へ周知し、学校HPへの掲載などお願いいたします。

記

1. 令和4年5月27日(金)以降の部活動については、地域の感染状況を踏まえ、各競技団体等のガイドラインに則り、下記の点に留意して行うことができる。

- (1) 平日は2時間程度(早朝練習は行わない)、休日は3時間程度(昼食を挟まない)とすること(準備・片付け・ミーティングは含まない)。
- (2) 県内外での合宿・遠征等の交流については、行わないこと。
- (3) 県内外の大会やコンクール等の参加については、各団体の感染対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、学校において慎重に検討し、参加の可否について判断を行うこと。

2. 部活動における留意点

- (1) 各学校においては、適切な感染症対策を講じ、児童生徒・保護者の意思を最優先した上で活動を行うこと。
- (2) 健康観察(部活前の健康チェック表(体温測定など)の提出、手洗い・うがい・手指消毒、同居家族等に体調不良者がいない等)の徹底を継続して行うこと。
- (3) 土日祝日は、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。
- (4) 屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講じること。
- (5) 合同チームによる部活動も上記のとおりとする。

3. 練習試合については、期間内(6月23日まで)は行わないこと(練習はいつものメンバーで行うことができる)。※抗原検査の実施に関わらず、期間内において練習試合は中止とすること。

〇スポーツ少年団の活動につきましても、上記、部活動の対応・留意点に準じた活動について依頼を発送します。

※上記の対応は令和4年5月26日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時変更の可能性もあり得る旨、御承知おきください。

【本件の問い合わせ】
那覇市教育委員会 学校教育課
TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522